



# 熊本県公報

号外第 37 号

平成 23 年 12 月 5 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- |                       |       |   |
|-----------------------|-------|---|
| ○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則 | (税務課) | 1 |
| 訓 令                   |       |   |
| ○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 | (〃)   | 1 |

### 規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第 37 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 17 条の 2 の見出し中「更正の請求書等」を「更正請求書等」に改め、同条第 1 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号）第 1 条の 8 の規定による請求書」を「法第 20 条の 9 の 3 第 3 項の更正請求書（県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税又は軽油引取税に係るものに限る。）」に改め、同条第 2 項中「第 20 条の 9 の 3 第 3 項」を「第 20 条の 9 の 3 第 4 項」に改める。

別記第 26 号の 2 様式（その 1）中「更正の請求書（県民税利子割）」を「更正請求書（県民税利子割）」に改め、同様式（その 2）中「更正の請求書（県民税配当割）」を「更正請求書（県民税配当割）」に改め、同様式（その 3）中「更正の請求書（県民税株式等譲渡所得割）」を「更正請求書（県民税株式等譲渡所得割）」に改め、同様式（その 4）中「更正の請求書」を「更正請求書」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている更正の請求書は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された更正請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

##### (熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

4 熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成 17 年熊本県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 12 条第 3 項」との次に「、同規則第 17 条の 2 第 1 項中「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税又は産業廃棄物税」と」を加える。

### 訓 令

#### 熊本県訓令第 72 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 12 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 145 条中「第 20 条の 9 の 3 第 4 項ただし書」を「第 20 条の 9 の 3 第 5 項ただし書」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。